

法令改正に伴う 飲食店に対する立入検査の実施!!

新潟県糸魚川市で発生した大規模な火災を受けて、これまで消防法令で消火器の設置義務のなかった小規模な飲食店にも原則として令和元年10月1日から消火器の設置が義務化されることとなりました。

これに伴い、消火器の設置が義務化される新たな飲食店等の調査及び消火器の設置指導のため、消防職員が立入検査を実施します。

- ※1 調査は、令和元年6月27日から実施します。
- ※2 この調査では、火気の使用状況や面積の確認などを行います。
- ※3 消防職員が消火器の販売等を行うことはありません。



お問合せ先



甲府地区広域行政事務組合

消防本部予防課違反是正係

中央消防署査察係

南消防署査察係

西消防署査察係

※受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)

055-222-1284

055-254-9119

055-233-1499

055-276-3825

甲府市伊勢3-8-23

甲府市丸の内1-1-19

甲府市伊勢3-8-23

甲斐市竜王3314-1